

玉川大学教授会等運営規程（平成14年4月1日制定）

最終改正:令和7年4月1日

改正内容:令和7年4月1日[令和7年4月1日]

(各委員会)

第5条 本大学学則第46条に基づき、**教務委員会**、教職課程委員会、学生委員会、入学試験運営委員会、課外活動支援委員会、キャリア・就職指導委員会、FD委員会、大学学事運営委員会、国際教育推進委員会、インターンシップ委員会、及びELF運営委員会を置く。また、教育学部には、通信教育課程入学選考委員会を置く。

2 各委員会の委員は、毎年度当初、学部長等が各学科主任等の意見を徵し、学長に推薦し、学長が任命する。

3 委員会は、学長の諮詢に答え、審議の結果を答申する。また、委員会は、必要な事項を審議し、大学部長会に建議又は学長に上申することができる。

(教務委員会)

第6条 教務委員会は、教学部長を委員長とし、各学部の教務主任及び事務担当をもって構成する。

2 教務委員会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程の基本的・共通的事項(教育課程改正に関する事項を含む。)

(2) 時間割編成に係る共通的事項

(3) その他本委員会に属する事項

3 教務委員会は、委員長が招集し開催する。

4 教務委員会は、原則として毎月開催する。

5 事務主管は教学部とする。
